

～保育認定（2号認定及び3号認定）利用者負担額表～

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層	定義	2号（満3歳以上児）		3号（満3歳未満児）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、現年度分市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0
C1	所得割課税額 5,000円未満	0	0	9,500	9,300
C2	5,000円以上 30,000円未満	0	0	10,500	10,200
C3	30,000円以上 48,600円未満	0	0	11,500	11,200
C4	48,600円以上 60,000円未満	0	0	15,000	14,700
C5	60,000円以上 76,000円未満	0	0	18,900	18,500
C6	76,000円以上 97,000円未満	0	0	22,800	22,300
C7	97,000円以上 114,000円未満	0	0	26,700	26,100
C8	114,000円以上 130,000円未満	0	0	31,500	30,800
C9	130,000円以上 169,000円未満	0	0	35,700	34,900
C10	169,000円以上 225,000円未満	0	0	43,900	43,000
C11	225,000円以上 258,000円未満	0	0	47,500	46,500
C12	258,000円以上 301,000円未満	0	0	49,900	48,900
C13	301,000円以上 330,000円未満	0	0	52,200	51,100
C14	330,000円以上 361,000円未満	0	0	52,900	51,800
C15	361,000円以上 397,000円未満	0	0	53,400	52,300
C16	397,000円以上	0	0	55,000	53,900

備考

- 「満3歳以上児」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳以上の児童をいう。
- 「満3歳未満児」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する児童であり、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても当該年度に限り満3歳未満児とみなす。
- この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 「現年度分市町村民税額」は、4月から8月までの利用者負担額については、「前年度分市町村民税額」と読み替える。
- 小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園又は認定子ども園等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
- 備考5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の利用者負担額は、当該各号に定めるところによる。
 - この表において、C1階層からC4階層までに属する世帯（C4階層においては、所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯（次号に規定する世帯を除く。）当該特定被監護者等のうち、教育・保育給付認定子どもが最年長の特定被監護者等から2人目は上記利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。
 - この表において、C1階層からC6階層までに属する世帯（C6階層においては、所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る。）のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める世帯 当該特定被監護者等のうち、最年長の教育・保育給付認定子どもは上記利用者負担額の半額（当該額が9,000円を超えるときは9,000円）、2人目以降については無料とする。